

サンランド IC カード規約

(規約の趣旨)

第 1 条 サンランド株式会社(以下「当社」といいます。)はサンランド IC カードを、この規約に従って取扱うものとし、サンランド IC カード利用者(以下「お客様」といいます。)には、この規約に従ってお取引をして頂きます。

(サンランド IC カードの種類)

第 2 条 当社が発行するサンランド IC カードの種類は以下の 2 種類とします(以下、まとめて「IC カード」といいます。)

- ・メンバー用 IC カード・・・当社がお客様の個人情報を取得し、お客様にご利用頂くカード。初回の発行の際は原則、別途規定する発行手数料を頂戴します。
- ・ビジター用 IC カード・・・当社がお客様の個人情報は取得せず、お客様にご利用頂くカード。発行の際にデポジットとして 100 円をお預かりします。デポジットはカードの返却の際に返金いたします。ただし、当該 IC カードに残高(ポイントを除く)がある場合は返却できません。また返却処理を行った時点で、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。

(IC カードの所有権)

第 3 条 IC カードの所有権は、当社に帰属します。

(IC カードの貸与、譲渡等の禁止)

第 4 条 IC カードは、第三者に貸与・譲渡・質入・寄託したり、担保提供に使用したりすることはできません。

(IC カードの利用方法)

第 5 条 IC カードの利用方法は、次号に定めるとおりとします。

- ①メンバー用 IC カードはお客様 1 人につき 1 枚のみご利用頂けます。重複して所持されている場合、発行日が新しいカードはチャージの有無に係らず無効とします。
- ②IC カードは、当社が指定したサービス、または商品等の代金のお支払にご利用頂けます。
- ③IC カードをご利用の際は、予めご利用金額を IC カードへ入金(IC カードへ入金することを、以下「チャージ」といいます。)して頂きます。
- ④チャージには自動入金機をご利用ください。
- ⑤IC カードにチャージできる入金金額の上限は、50,000 円です。
- ⑥IC カードは当社規定のカードリーダーにより、当社の定めた方法でご利用頂けます。

(IC カードがご利用頂けない場合)

第 6 条 IC カードは、次号に定めるときはご利用頂けません。

- ①IC カードが偽造、または変造されたものであるとき。
- ②お客様が IC カードを違法に取得したとき、または違法に取得された IC カードであることを知りながら、もしくは知ることのできる状況で取得したとき。
- ③IC カードの破損、カードリーダーの破損、停電等により、ご利用可能残高を読取ることができないとき。
- ④その他、やむを得ない事由のあるとき。

(IC カードの失効)

第 7 条 IC カードが、当施設の機器にて利用された日の翌日を起算日として、3年間利用されなかった場合、当該 IC カードに係るお客様の権利は失効します。

- 2 お客様は前項により失効した IC カードのご利用可能残高、ポイント残高及びデポジットの返却を請求することはできません。
- 3 故意に IC カードを破損させ、本規約の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該 IC カードに係るお客様の権利は失効します。

(IC カードの再発行)

第 8 条 IC カードの再発行は、次号に定めるとおりとします。

- ①IC カードのご利用可能残高の読取りができず、またはその記録に異常があった場合には、お客様は、当社が定める方法で当該 IC カードを提出し、再発行を受けることができます。
- ②前項の取扱いに際し、IC カードのご利用可能残高は、電磁記録、センター保存の記録等を総合して推計します。
- ③メンバー用 IC カードを再発行する場合は、別途規定する再発行手数料を頂戴します。

(IC カードを再発行しない場合)

第 9 条 IC カードのご利用可能残高が不明で、残高の推計ができない場合は、IC カードの再発行はできません。

(IC カードの紛失、盗難等)

第 10 条 IC カードの紛失、盗難その他の事由により、IC カードに記録されたご利用可能残高が紛失し、または第三者に不正使用されたことにより、損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。

(IC カードの換金の原則禁止)

第 11 条 IC カードは現金との引換えはできません。

- 2 いったんチャージされた IC カードの「現金残高」は、お客様が使い切るものと、払戻しはしません。

(取扱いの変更)

第 12 条 IC カードの取扱いについて、この規約を変更する場合には、当社は一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は、変更後の規約を適用します。

附則 この規約は平成 23 年 1 月 1 日から施行します。
この規約は平成 25 年 8 月 1 日から施行します。(一部改正)
この規約は平成 26 年 9 月 1 日から施行します。(一部改正)
この規約は平成 29 年 5 月 30 日から施行します。(一部改正)

サンランド株式会社

(サンランド武庫川・サンランドロイヤルテニスクラブ)

〒660-0087 兵庫県尼崎市平左衛門町 20 番地

TEL 06-6418-7251